

令和 7 年葉山町議会第 2 回定例会12月定例会議 提出議案

議案	50	令和 7 年度葉山町一般会計補正予算（第 6 号）	別紙 「補正予算案の概略」 のとおり
	51	令和 7 年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	
	52	令和 7 年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
	53	令和 7 年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
	54	令和 7 年度葉山町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	
	55	葉山町職員定数条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	56	葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	57	葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	58	葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	59	葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	60	葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	61	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
	62	葉山町火災予防条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり	
報告	12	専決処分の報告について 町所有の町指定文化財「木古庭滝不動尊常緑樹林及び境内樹林」から樹木の倒木があり、法面下にあった相手方の石仏を損傷したことについての和解及び損害賠償	
	13	専決処分の報告について 一色公園の階段に使われている丸太が劣化し、丸太に打たれた鉄杭がむき出しになっていたところを、相手方が踏み負傷したことについての和解及び損害賠償	

令和7年度 12 月補正予算の概要

(単位:千円)

会 計 名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計		14,250,273	215,452	14,465,725
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,516,382	2,544	3,518,926
	後 期 高 齢 者 医 療	1,384,350	1,250	1,385,600
	介 護 保 険	3,568,746	3,668	3,572,414
	小 計	8,469,478	7,462	8,476,940
下 水 道 事 業 会 計		3,032,510	3,301	3,035,811
合 計		25,752,261	226,215	25,978,476

1 一般会計

(1)歳入

➤ 国庫支出金	1,694 千円
保育対策総合支援事業費補助金	1,864 千円
消防団設備整備費補助金	△170 千円
➤ 県支出金	△6,634 千円
保育対策総合支援事業費補助金	244 千円
市町村地域防災力強化事業費補助金	△6,878 千円
➤ 寄附金	20,392 千円
一般寄附金（ふるさと納税）	20,000 千円
社会教育総務費寄附金	392 千円
➤ 繰入金	200,000 千円
財政調整基金繰入金	

前年度末残高	1,119,205 千円 ①
補正前 今年度末残高見込	1,001,343 千円 ②
今回補正額（基金繰入額）	200,000 千円 ③
補正後 今年度末残高見込	801,343 千円 ②－③

(2)歳出

➤ 職員給与費等	111,742 千円
報酬、給料、職員手当等の変動に伴う更正増	108,872 千円
（職員あて）児童手当	2,870 千円

1	➤ 他会計繰出金.....	7,462 千円
2	国民健康保険特別会計繰出金	2,544 千円
3	後期高齢者医療特別会計繰出金	1,250 千円
4	介護保険特別会計繰出金	3,668 千円
5	➤ 法規訟務経費.....	107 千円
6	慰謝料請求事件の判決確定に係る代理人弁護士報酬等	
7	➤ 財政管理事業.....	10,000 千円
8	寄附金（ふるさと納税）が見込みを上回ることに伴う更正増	
9	➤ 財産管理事業.....	300 千円
10	葉山小学校近傍地の取得に向けた不動産鑑定委託料	
11	➤ 神奈川県町村情報システム共同事業.....	421 千円
12	子ども・子育て支援金制度対応に伴う職員用給与システム改修経費	
13	➤ 在宅高齢者住宅改修費助成事業.....	600 千円
14	申請件数が見込みを上回ることに伴う更正増	
15	➤ 会館維持管理事業.....	990 千円
16	福祉文化会館リニューアルに向けた改修基本計画等	
17	➤ 子育て支援推進事業.....	150 千円
18	令和 8 年度開始の「こども誰でも通園制度」に先立ち、保育所等の ICT	
19	導入経費の一部を補助する	
20	➤ 一般事務費（児童福祉総務費）.....	2,765 千円
21	令和 6 年度児童手当交付金（国費）の返還	
22	➤ 教育・保育給付支給事業.....	2,403 千円
23	保育補助者を雇用した保育所等に補助金を交付する	1,953 千円
24	令和 8 年度開始の「こども誰でも通園制度」に先立ち、保育所等の ICT	
25	導入経費の一部を補助する	450 千円
26	➤ ゼロ・ウェイスト推進事業.....	2,000 千円
27	家庭用生ごみ処理機購入費補助金の申請件数が見込みを上回ることに伴	
28	う更正増	
29	➤ クリーンセンター運営事業.....	79,970 千円
30	町道牛ヶ谷・戸根山線舗装復旧工事	
31	➤ 消防自動車整備事業.....	△532 千円
32	無償貸与される第 5 分団ポンプ自動車の付属資機材が確定したことに伴	
33	う資機材購入経費の更正減	
34		

1 ➤ 文化財保存活用事業..... 443 千円

2 寄附金を活用し文化財のデジタル冊子制作、記録保存用デジタルカメラ
3 を購入

4 ➤ 予備費（歳入歳出額の調整） △3,369 千円

5 (3)繰越明許費

6 ➤ クリーンセンター運営事業..... 限度額 79,970 千円

7 町道牛ヶ谷・戸根山線舗装復旧工事の実施には相当の時間を要することから
8 年度内に完了しないため

11 2 国民健康保険特別会計

12 (1)歳入

13 ➤ 繰入金 2,544 千円

14 職員給与費等繰入金

15 (2)歳出

16 ➤ 職員給与費 2,544 千円

17 報酬、給料、職員手当等の変動に伴う更正増

20 3 後期高齢者医療特別会計

21 (1)歳入

22 ➤ 繰入金 1,250 千円

23 職員給与費等繰入金

24 (2)歳出

25 ➤ 職員給与費 1,250 千円

26 報酬、職員手当等の変動に伴う更正増

4 介護保険特別会計

(1)歳入

- 繰入金 3,668 千円
- 職員給与費等繰入金

(2)歳出

- 職員給与費 3,668 千円
- 報酬、給料、職員手当等の変動に伴う更正増

5 下水道事業会計

(1)収益的支出

- 職員給与費 833 千円
- 給料、職員手当等の変動に伴う更正増

(2)資本的支出

- 職員給与費 2,468 千円
- 給料、職員手当等の変動に伴う更正増

一般会計補正予算の内訳

○歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	6,141,631	43.1		6,141,631	42.5
地 方 譲 与 税	63,001	0.4		63,001	0.4
利 子 割 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
配 当 割 交 付 金	55,000	0.4		55,000	0.4
株式等譲渡所得割交付金	60,000	0.4		60,000	0.4
法 人 事 業 税 交 付 金	53,000	0.4		53,000	0.4
地 方 消 費 税 交 付 金	700,000	4.9		700,000	4.8
ゴルフ場利用税交付金	20,000	0.1		20,000	0.1
自動車取得税交付金	1	0.0		1	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	34,000	0.2		34,000	0.2
地 方 交 付 税	1,342,701	9.4		1,342,701	9.3
交通安全対策特別交付金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	50,362	0.4		50,362	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	176,751	1.2		176,751	1.2
国 庫 支 出 金	1,837,765	12.9	1,694	1,839,459	12.7
県 支 出 金	1,015,733	7.1	△ 6,634	1,009,099	7.0
財 産 収 入	16,432	0.1		16,432	0.1
寄 附 金	140,000	1.0	20,392	160,392	1.1
繰 入 金	817,904	5.7	200,000	1,017,904	7.0
繰 越 金	776,544	5.4		776,544	5.4
諸 収 入	381,948	2.7		381,948	2.6
町 債	544,500	3.8		544,500	3.8
合 計	14,250,273	100.0	215,452	14,465,725	100.0

○歳出(目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	186,937	1.3	978	187,915	1.3
総 務 費	2,670,259	18.7	46,584	2,716,843	18.8
民 生 費	5,180,759	36.4	12,214	5,192,973	35.9
衛 生 費	1,755,104	12.3	109,212	1,864,316	12.9
農 林 水 産 業 費	55,099	0.4	△ 1,981	53,118	0.4
商 工 費	187,422	1.3	1,417	188,839	1.3
土 木 費	1,294,348	9.1	△ 313	1,294,035	8.9
消 防 費	767,765	5.4	19,283	787,048	5.4
教 育 費	1,499,817	10.5	31,427	1,531,244	10.6
災 害 復 旧 費	1,000	0.0		1,000	0.0
公 債 費	602,360	4.2		602,360	4.2
予 備 費	49,403	0.3	△ 3,369	46,034	0.3
合 計	14,250,273	100.0	215,452	14,465,725	100.0

*各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

条例の概要

題 名

葉山町職員定数条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

消防長の事務部局の職員の定数を改める必要があるため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

消防長の事務部局の職員の定数を 55 人から 58 人に改めることとした。

3 施行期日

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

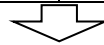
1 趣 旨

人事院勧告を勘案し、職員の期末・勤勉手当の支給率及び給料表について改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の期末・勤勉手当について、令和 7 年 12 月期及び令和 8 年度以降の支給率を次のとおり改めることとした。

現 行		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.25 月	1.05 月	0.70 月	0.50 月
	12 月期	1.25 月	1.05 月	0.70 月	0.50 月
	計	2.5 月	2.1 月	1.4 月	1 月
年間計		4.6 月		2.4 月	



令 和 7 年 12 月 適 用 日		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.25 月	1.05 月	0.70 月	0.50 月
	12 月期	1.275 月	1.075 月	0.725 月	0.525 月
	計	2.525 月	2.125 月	1.425 月	1.025 月
年間計		4.65 月		2.45 月	



令 和 8 年 4 月 施 行 日		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.2625 月	1.0625 月	0.7125 月	0.5125 月
	12 月期	1.2625 月	1.0625 月	0.7125 月	0.5125 月
	計	2.525 月	2.125 月	1.425 月	1.025 月
年間計		4.65 月		2.45 月	

- (2) 給料表の改定を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行することとした。
- (2) 給料表に係る改正規定は令和7年4月1日から適用し、令和7年12月期に支給する期末・勤勉手当に係る改正規定は令和7年12月1日から適用することとした。
- (3) 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について、権衡上必要と認められる限りにおいて、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができることとした。
- (4) 改正前の条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払とみなすこととした。

条例の概要

題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率の改正を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率について改正を行うこととした。

2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改めることとした。

	現行		令和 7 年 12 月 1 日 適用		令和 8 年 4 月 1 日 施行
6 月期	2.3 月		2.3 月		2.325 月
12 月期	2.3 月		2.35 月		2.325 月
年間計	4.6 月		4.65 月		4.65 月

3 施行期日

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

人事院勧告を勘案し、特定任期付職員の特定任期付職員業績手当を廃止し新たに勤勉手当を支給するとともに、特定任期付職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給率について所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 特定任期付職員に対して支給することとしていた特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することとした。
- (2) 特定任期付職員の給料表について、国家公務員の特定任期付職員に適用する俸給表の改正に準じて給料表の改定を行うこととした。
- (3) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率について改正等を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 給料表に係る改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用し、令和 7 年 12 月期に支給する期末・勤勉手当に係る改正規定は令和 7 年 12 月 1 日から適用することとした。
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給の調整について、権衡上必要と認められる限りにおいて、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができることとした。
- (4) 改正前の条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払とみなすこととした。

条例の概要

題 名

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。
- (2) 国家戦略特別区域内に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われたことから、所要の改正を行うこととした。
- (3) 乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされたことから、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、
所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、所要の
改正を行うこととした。
- (2) 国家戦略特別区域内に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化す
る改正が行われたことから、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

本年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受けて国の検討会がとりまとめた報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高める必要があるとされたことを踏まえ、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

(1) 火災警報関係

火災予防条例上の警報は、消防法第 22 条第 3 項に規定するものであることを明確にすることとした。

(2) 林野火災の予防関係

ア 林野火災注意報

林野火災注意報を設け、気象の状況から火災予防上の注意を要すると認める場合に、発することができることとした。

また、注意報が発せられた場合には、解除されるまでの間、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととし、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとした。

イ 林野火災の予防を目的とした火災警報発令中における火の使用の制限

林野火災の予防を目的とした火災警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとした。

ウ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にすることとした。

3 施行期日

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとした。